



地域の皆さまへ

令和 4 年 2 月 1 日

NPO 法人社会生活サポートチーム風を詠む
(デイサービス風彩・居宅介護支援事業所風を詠む)
安曇野市豊科南穂高442-7(見岳町第2町内)
TEL 0263-71-3277(代)

FAX 0263-71-3287

担当者 玉井

ホームページ「デイサービス風彩」

<http://kazewoyomu.com>



ご連絡は
こちらまで
(^^) ⇒

【 老 い じ た く お 役 立 ち 情 報 】

① 市内感染拡大により4月の講演会は延期します

まん延防止等重要措置が解除されましたが、依然として市内新規感染者が減りません。開催は6月に延期いたします。困った時こそその繋がり、今回も乗り越えましょう！皆様の健康をお祈り申し上げます。



R3年12月15日感染防護で開催された講演会のご様子です！

次回：令和4年6月15日（水）へ延期いたします

(注) 開催の可否は6月上旬の回覧板で正式にお知らせします。

② 「エンディングノート（ライフプランノート、リレーノート等呼称は自由）」を差し上げます！

ご興味のある皆様へ講演会で使用しているエンディングノート（資料）を差し上げます。お気軽にお電話下さい。時節柄、郵送（無料）でお届けさせていただきます。

③ 宮澤先生コラム連載（第7話：身寄りのない方の老いじたく）

「身寄りがいない人なんているの？」と驚かないでください。

確かに、親、子はもちろん、兄弟、甥姪、従兄弟など、血縁者は誰にでも存在するでしょう。

では、あなたが認知症となったとき、その方に自分の預貯金や不動産といった財産を託し、その管理や必要な支払いをお願いできますか？

認知症となったあなたが病院に入院したり、介護施設に入所するときに、その方が様々な手続きをしたり、身元引受人や保証人となることをお願いできますか？更に、この先あなたが亡くなったときには、病院や施設から遺体を引き取って安置して、死亡届をし、火葬をし、お墓へ埋葬しなければなりません。

そればかりではありません。

亡くなるまでの入院費用や介護サービス費用を支払ったり、光熱水費を支払ったり、携帯電話やインターネットを解約したり、家や身の片付けをしたり、自動車や不動産といった財産の相続手続きなど、あなたがこの世を去った後、やらなければならないことは想像以上に多いのです。

そして、その時、原則としてあなたの口座からお金をおろすことはできません。

あなたが「身寄り」と思っている方に、この負担をお願いできますか？

その方はそれを快く引き受けてくれますか？

血縁も含め、人と人とのつながりが希薄となり、地域で孤立する人が増えています。

世知辛いですが、「身寄りのなき時代」だからこそ、認知症への備えが必要です。

